

## 会費減免・見舞金等の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）会員の弔事、ならびに天災による財産被害があったときの対応及び見舞金・弔慰金について定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 この規程の適用は、災害発生時、且つ、会費免除および見舞金の支給を受けようとするときに定款第5条に定める正会員とする。ただし、休会者は除く。

### (適用範囲)

第3条 会費免除および見舞金・弔慰金を支給する場合は、以下の各号の通りとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) 会員の住居が被災したとき
- (3) 会員の所有する車両（四輪車）が被災したとき
- (4) その他、理事会で必要と認められたとき

### (申請者)

第4条 原則として本人からの申請とする。ただし、会員自身が死亡の場合は代理人（都道府県理学療法士会長もしくは1親等親族）からの申請を認める。

### (申請書類)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、その内容を証明する書類について、以下のうちいずれかを添付しなければならない。

- (1) 罹災証明書
- (2) 車両保険の保険料支給証明
- (3) 新聞の訃報掲載記事等
- (4) その他、客観的に天災による被災が証明されると認められるもの

### (被災見舞金)

第6条 別表の通り見舞金を支給する。ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

### (弔事)

第7条 別表の通り弔慰金を支給する。ただし、本会への未払い納入金がある場合は、原則

これを認めない。

- 2 会長が必要と認めるときは、以下の弔意行動をとることができる。
  - (1) 弔慰金の加算
  - (2) 弔電
  - (3) 供花・供物
  - (4) その他、葬儀等への参列など

(会費免除)

第8条 別表の通り会費を免除する。ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

- 2 原則として免除の適用は災害発生の翌年度分とする。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 規程施行に伴い、弔事への対応並びに見舞金の支給に関する規程を廃止する。

附 則

- 1 この規程は、適用範囲および会費免除を一部変更し、平成31年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、第1条の目的を改正し、令和3年6月6日から施行する。

(別表)

○家屋・車両の被害

	会費免除	見舞金	備考
四輪車損壊 所有者が会員に限る	なし	5,000	※車両保険加入者で保険料が支給された場合のみ
一部損壊 浸水(床下)	○	なし	
半壊(大規模半壊含む) 半焼・半流失・浸水(床上)	○	20,000	
全壊 全焼・全流失・浸水(天井)	○	30,000	

○弔慰金

	会費免除	弔慰金	備考
天災による死亡	—	30,000	未払い納入金がある場合は、10,000円とする。
上記以外の死亡	—	10,000	未払い納入金がある場合は、支給しない。